

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

石狩市

株式会社セコマ

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社セコマ（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが交互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第6条 乙は、災害時における住民生活の早期安定を確保するため、可能な限り店舗の営業の継続又は早期営業再開に努めるものとする。

（応急生活物資）

第7条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

（要請手続等）

第8条 第3条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要

請書」(別記第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡体制表」(別記第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第11条 前条に規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第12条 第10条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第13条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年12月16日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市
市長 加藤 龍 幸

乙 札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セコマ
代表取締役社長 丸 谷 智 保

別表（第7条関係）

災害時応急生活物資

分 類		品 目 名
食 料 品	主食・副食	米、麺類（うどん、そば）、パン類（食パン、菓子パン、調理パン）、 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品（ご飯、おかず類）、缶詰、 カップ麺、インスタント食品、
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、 マスク、生理用品、紙おむつ（大人用、子供用）、カイロ、 乾電池、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、カセットボンベ、 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、 洗剤、傘、雨具 等	

- （１）災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- （２）品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

別記第1号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

株式会社セコマ 様

石狩市長

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第 8 条の規定に基づき、次のとおり
応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月日	年 月 日 時		
納 品 場 所		受 取 方 法	
受 取 担 当 者	氏名 電話 FAX		
発 注 担 当 者	氏名 電話 FAX		

[illegible]

連 絡 体 制 表

甲：石狩市

	連 絡 先			
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：株式会社セコマ

	連 絡 先			
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	